指導監査ガイドラインに適合した法人運営の支援

1 現状

(1) ガイドライン施行前後の文書指摘率

実施年	F度	一法人あたり の指摘数平均	文摘率 (※)	検査 法人数	文摘 法人数	指導事項票 項目数
30年度(速	報値)	6.4 件	89%	104	93	158
29年度		4.6 件	86%	111	95	158
26~28年月	度平均	-	45%	87	39	80

(※)文書指摘率 = その年度に監査した法人のうち、文書指摘を受けた法人の割合

(2) 文書指摘の多い項目

項目	指摘内容	指摘数	H29年度 から指摘 した事項
選任手続	評議員、理事、監事の選任手続きにおいて、 候補者が欠格事由に該当しないこと等について、 法人において確認がされていない。	46件(29) 47件(30)	新規
	監事の選任に関する評議員会の議案について、 監事の過半数の同意を得ていない。	32件(29) 31件(30)	新規
会議運営	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により 定められていない。	24件(29) 15件(30)	新規
	理事会の招集通知が省略された場合に、 理事及び監事全員の同意が確認できない。	15件(29) 9件 (30)	新規
	理事会の議案について特別な利害関係を有する 理事がいないことを法人が確認していない。	12件(29) 12件(30)	新規
	評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない。	2件(29) 22件(30)	新規
	理事長及び業務執行理事が、理事会において必要な回数、職務執行に関する報告をしていない。	2件(29) 16件(30)	新規
報酬	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合 であって評議員会の決議により定められていない。	30件(29) 23件(30)	新規
基準	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 において規定すべき事項が規定されていない。	12件(29) 24件(30)	新規
情報公開	必要な情報が、インターネットで公表されていない。	29件(29) 32件(30)	一部新規
	必要な書類等の備置きがされていない。	10件(29) 13件(30)	一部新規
定款	定款に記載された内容と事実が異なる。	10件(29) 13件(30)	-

2 これまでの都の取組

(1) 説明会の実施

・都内約1000法人に対し、平成27年度から平成29年度に かけて、新制度の説明会を開催(新制度説明会3回、 評議員説明会2回、監事説明会4回)

(2) 東社協を介した都内法人への支援

- ・制度改正に関する情報を集約したHPの作成
- ・ガイドラインに沿った法人事務担当者向けの研修 (計6回実施)
- 専門家紹介、評議員選任相談窓口の設置

(3) 自主改善ツールの作成

- ・ガイドラインの指摘基準にある主な事項につき、法人 が自己点検するためのシートを作成(自己点検シート)
- ・決算書に必要な事項を充足しているかどうか、法人が自 己点検するためのシートを作成(決算書確認シート)

(4) 指導監査の実施

・都所轄法人約300に対し、平成31年度末までの3年間で一巡し、ガイドラインに沿った指導監査を実施

(5)講習会の実施

- ・平成29年度に、新制度施行後の指導監査の状況を踏まえ、指摘が多い点を中心に、都所轄法人及び区市担当者向けの講習会を実施。
- ・確認や記録の不備による文書指摘の防止に資する議事録等の作成例を配布。

3 課題

(1)新制度に対する理解の不足

- ・制度改正により新たに指摘事項となった項目について、十分に対応できていない状況が継続
- ・違反の多くは、手続的な違反であるが、新制度で手 続面が重視された理由(国民に対する説明責任を果 たす等)への理解が不足しているおそれ

(2) 業務多忙等により届きにくい法人への制度周知

・説明会や自主改善ツール等を活用しない法人が存在

4 解決の方向性(案)

制度改正に関する法人の理解を深め、自主的な改善を促すため、以下の取組を行う。

(1) 講習会の実施

・制度改正後一巡する中で指摘の多かった事項を 中心に、制度改正の趣旨、正しい手続きの方法、 注意点などを解説する。(年1回)

(2)改正事項の周知方法の見直し

・国からの改正通知等があった際には、法人の事務 担当者が理解して対応できるよう、変更の要点や 事務手続きへの反映の仕方について整理して、 法人に伝える。

(3) 監査の中での改善指導

- ・自主的な改善が困難な法人に対しては、指導監査 の中で指導していく。
- ・検査員が、制度趣旨を理解して法人に伝えられる よう、研修の充実や、指導監査ツールの充実を、 図っていく。